令和元年度 横浜市障害者総合支援法指定事業者集団指導における質問について

	対象 サ <i>ー</i> ビス	資料名	該当ページ	質問事項	質問内容	回答
1	共通	共通資料	P.9	フェイスシート		横浜市としてフェイスシートを統一することは考えていません。 シートの内容については、サービスを提供する内容や対象者像 等に応じて事業所ごとに工夫して作成してください。
2	共通	共通資料	P.24	サービス管理責任者について	今までの分野別で取得した職員は別分野のサービス 管理責任者となれるのか?それとも違う研修を受けた 後で可となるのか?	平成31年3月31日までに旧体系の分野別研修を受講した方は、 現行の基礎研修を受講したこととみなします。
3	生活介護	共通資料	P.34	重度の送迎加算について	生活介護の重度の送迎加算において、区分5もしくは 区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の 合計数の100分の60以上の場合加算されるが、これは 送迎の際、毎回満たすのか、月の平均でいいのか。	送迎加算は、月の平均利用回数で算定するため、重度の送迎 加算についても月の平均利用回数で算定します。
4	生活介護	共通資料	P.40	施設外就労について	生活介護事業においても施設外就労を行ってもよいか。 その場合の要件は就労継続支援B型と同じと考えてよいか。	要件について、厚生労働省に確認していますので、改めてお知らせいたします。
5	生活介護	共通資料	P.45	医師未配置減算について	「嘱託医は少なくとも月1回以上の事業所訪問・診療をもって配置とみなす」に該当しない場合の今後の対応について示してほしい。	令和元年度は、猶予期間とし、令和2年度から医師未配置減算 の適用とします。
6	生活介護	共通資料	P.45	医師未配置減算について	「月1回以上の医師配置」の根拠となる資料はどのようなものか。	横浜市から厚生労働省に問い合わせた際の回答によるものです。
7	共通	パワーポイ ント説明資 料	P.69	常勤の従業者が勤務 すべき時間数につい て	の説明だったが、求められる最低基準は、事業所の開 所時間だけでも可でよいのか? 上記常勤としての勤務時間が就業規則の時間より短く なった場合、常勤専従職員も差の時間を他の勤務に	常勤職員の勤務時間は、「当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数((1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)」となります。この時間は、一般的には事業所として就業規則、労働契約等で定めているものである必要があります。これを超えた時間の勤務内容については問いません。
8	共通	パワーポイ ント説明資 料	P.73~75	営業時間について	ケース1において営業時間9:00~17:00の8hで職員Aの実労働時間7hの場合の(営業時間内に休憩時間が設定されている)職員配置について、指定基準に満たされていないという点①過去の集団指導で周知があったか?②新たに人員を増やせない場合、営業時間を短くすればいいか?③もしくは営業時間に休憩時間を組み込めばいいか?④ケース3の「就労移行支援事業所などの事業所」の「など」にはどのような事業所が含まれているか?	ケース1~3までの実例においては、指定基準上満たさなければならないものではなく、事業所運営上、満たされることが望ましい考え方となります。

令和元年度 横浜市障害者総合支援法指定事業者集団指導における質問について

	対象 サービス	資料名	該当ページ	質問事項	質問内容	回答
9	共通	パワーポイ ント説明資 料	P.73~75	営業時間について	営業時間は①開所時間、②職員の就業時間と同じなのか、また、どのように違うのか。	①「営業時間」は、障害福祉サービス利用者へのサービス提供を行う義務がある時間です。「開所時間」と同じ解釈です。なお、「サービス提供時間」として標準的なサービス提供時間を定めることができます。 ②職員の就業時間は必ずしも営業時間と同じでなければならないわけではありませんが、利用者支援が職員の業務であることから、営業時間に勤務していることが原則になります。
10	共通	パワーポイ ント説明資 料	P.94	送迎加算について	「事業所の支援員等が送迎を行う」とは非常にあいまいです。具体的にどういうことか?徒歩や公共機関での送迎も加算していいのか。	「事業所の支援員等」とは人員基準上必要とされる職員、送迎のために雇用したドライバーが想定されます。また、当該加算は送迎に係る自動車燃料費に充てるための加算であるため、送迎に係る経費が生じない徒歩や公共交通機関での送迎は加算算定対象外となります。
11	短期入所	パワーポイ ント説明資 料		サービス提供実績記録表について	厚労省の実績記録表の例が出されたが、この書式に切り替えた方が良いか。医療連携、緊急短期、定員超過特例を請求する予定は今のところない。 また、切り替えた方が良い場合、横浜市でこの書式をアップする予定はあるか。	サービス提供実績記録票は、厚生労働省が示している様式であり、当該事業実施にあたっては、本様式を使用しなければなりません。 本様式等は、厚生労働省ホームページを参照してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644. html
12	生活介護			人員配置体制加算に ついて	職員が実労働時間内に研修に参加している場合、加 算の対象になるか?	事業所としての業務に関わる研修であり、業務命令で職員を参加させている場合、人員配置と見なすことができ、人員配置体制加算の算定要件の計算に含められます。
13	生活介護			ついて	職員が土日のバザーに出勤して、月曜日に振替をした場合は、加算の対象になるか?	バザーを行う土日を運営規程において営業日と定めている日に ついては人員配置とみなすことができます。その際は、振替休 日を取得した日については配置とはなりません。
14	共通			自立生活移行支援助 成事業について	代理受領書の発行は必要か。	不要です。
15	共通			自立生活移行支援助 成事業について	処遇改善加算 I は各々の受領額によって一人ひとり違うのか? Aさん 3,600円 Bさん 1,200円 Cさん 0円 それともひと月、事業所としてもらう合計金額に対して利用者あたりの平均額でいいのか?	各々の受領額によって一人ひとり違います。 ご質問いただいたパターンの場合、市単独の上乗せ助成額はA さん:1200円 Bさん:600円 Cさん:0円となります。(要綱別表 1による) ※ 請求に手間がかかってしまうため、来年度以降の運用を変更 することも検討しております。(未定)

令和元年度 横浜市障害者総合支援法指定事業者集団指導における正誤表

	資料名	該当 項目		該当部分								
	X11 L	ページ	7.0	誤	正							
1	共通資料	P.30	(ウ) 加 算(平成30年4月から)	別添	別添							
2	共通資料	P.33	⑤食事提供体制加算	※3 食事提供体制加算は、 <mark>平成31年</mark> 3月31日 まで延長されている経過措置です。	※3 食事提供体制加算は、 <mark>令和2年</mark> 3月31日 まで延長されている経過措置です。							
3	共通資料	P.34	⑨重度障害者支援加算	(1)障害者支援施設 ア 重度障害者支援加算(I) (イ) 重度加算部分 上記の基本部分に加え、区分6丁目で以下 に該当する者~(略)	(1)障害者支援施設 ア 重度障害者支援加算(I) (イ) 重度加算部分 上記の基本部分に加え、区分 <u>6丁目</u> で以下 に該当する者~(略)							
4	共通資料	P.36	③地域移行加算	施がなく、退所後30日以内の訪問支援のみを実施した場合も加算の対象となる。 ・入所中支援…退所後に生活する居宅への訪								
5	共通資料	P.39	⑨重度者支援体制加算	重度障害者支援体制加算(I)…障害基礎年金 1級年金受給者 50%以上 重度障害者支援体制加算(Ⅱ)…障害基礎年金 1級年金受給者 25%以上 重度障害者支援体制加算(Ⅲ)…平成27年3月 31日までの期間。以下の全てに該当すること。 ・障害基礎年金1級年金受給者 5%以上25%未 満 ・改正前の障害者自立支援法附則第21条に規 定する特定旧法指定施設から移行した事業所で あること。	1級年金受給者 50%以上 重度障害者支援体制加算(Ⅱ)…障害基礎年金 1級年金受給者 25%以上 重度障害者支援体制加算(Ⅲ)…平成27年3月 31目までの期間。以下の全てに該当すること。 障害基礎年金1級年金受給者 5%以上25%未 満 - 改正前の障害者自立支援法附則第21条に規							
6	パワーポイント説明資料	P.71	【事例1-2】ポイント	ひと月の総営業時間に対する常勤換算方法による指定基準上の必要な総勤務時間数の算出ひと月の総営業時間×指定基準上の必要職員数(①) = 常勤換算方法による指定基準上の必要なひと月の総勤務時間数②	常 <u>勤職員の勤務すべき時間</u> に対する常勤換算方法による指定基準上の必要な総勤務時間数の算出 常 <u>勤職員の勤務すべき時間</u> ×指定基準上の必要職員数(①) =常勤換算方法による指定基準上の必要なひと月の総勤務時間数②							

令和元年度 横浜市障害者総合支援法指定事業者集団指導における正誤表

	資料名	該当	項目	該当部分							
	ATTE	ページ	XI	誤	正						
7	パワーポイント説明資料	P.71	【事例1-2】ポイント(吹き出し)	月の <u>営業日の日数</u> により毎月変わります	月の <mark>暦</mark> により毎月変わります						
8	パワーポイント説明資料	P.72	【事例1-2】ポイント		常勤換算方法による指定基準上の必要なひと 月の総勤務時間数(②) < 実際のひと月の総勤務時間数(③)となっていれば常勤換算を満たす						
9	パワーポイント説明資料	P.73~75	【事例1-2】ポイント	ケース1~3の実例	削除						
10	パワーポイント説明資料	P.99	【事例4-5】ポイント	※以下「文抜貝寺」という。 D 前年度の平均利田孝教(体記以前党を会	<条件> A 利用者:職業指導員・生活支援員(※)=7.5:1 ※以下「支援員等」という。 B 前年度の平均利用者数(施設外就労を含む)=13名 C 前年度の平均利用者数(施設内のみ)=8名 (ある日の利用者の状況) D 施設外就労を行う1ユニットの利用者数=6名 E 事業所内で作業をする利用者数=10名						
11	パワーポイント説明資料	P.100	【事例4-5】ポイント	②事業所内で作業を行う利用者に対して必要な職員配置「施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数」に対して常勤換算上、必要な支援員等を配置する。(13-6)÷7.5=0.9(人)つまり、支援員等が1人以上配置しなければならない。	②事業所内で作業を行う利用者に対して必要な職員配置「施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数」に対して常勤換算上、必要な支援員等を配置する。 「施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数」とは →「前年度の施設内の平均利用者数」 8÷7.5=1.1(人) つまり、支援員等を1.1人以上配置しなければならない。						
12	日中新規·自立生活移行 支援助成説明資料	P.54	8 減算・加算について	減算となる趣旨は、~(略)~本来提供すべき利 用者への支援が <u>行われている</u> ことによるもので す。	減算となる趣旨は、~(略)~本来提供すべき利用者への支援が <u>行われていない</u> ことによるものです。						

別添

(誤)

(ウ) 加 算 (平成30年4月から)

項目		サービス名									その他						
※1 (個人) ・・・個人に算定する加算 (全員)・・・利用者全員に算定 する加算※2 ローマ数字の項目については、	生活介護	機能訓練	生活訓練	宿泊型自立訓練	就労移行支援	五分彩彩	就労継続		就労継続		就労継続		施設入所支援	療養介護	市へ体制届必要	市へ報告書必要	受給者証要確認
別途後記。				ル水		A	В				*	*	BC				
人員配置体制加算(全員)	0									0	0						
福祉専門職員配置等加算(全員)	0	0	0	0	0	0	0			0	0						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(全員)	0	0	0		0	0	0				0						
常勤看護職員等配置加算 I • Ⅱ (全員)	0										0						
①初期加算(個人)	0	0	0	0	0	0	0										
入所時特別支援加算(個人)									0								
訪問支援特別加算 (個人)	0				0	0	0					0					
②欠席時対応加算(個人)	0	0	0		0	0	0										
③リハビリテーション加算Ⅰ・Ⅱ(個人)	0	0									0						
④利用者負担上限額管理加算(個人)	0	0	0		0	0	0						0				
⑤食事提供体制加算(個人)	0	0	0	0	0	0	0				0		0				
⑥延長支援加算(個人)	0										0						
⑦送迎加算 I • II (個人)	0	0	0		0	0	0				0						
※重度送迎加算は生活介護のみ																	
⑧体験利用支援加算(個人)	0	0	0		0	0	0			0							
【地域移行支援決定者のみ対象】																	
⑨重度障害者支援加算※算定対象は<具体的な算定方法>を参照	0							0	0		0		0				
⑩入院・外泊時加算 I · II (個人)								-	С			0%					
①入院時支援特別加算【施設入所支援】(個人)								0	0			0					
夜勤職員配置体制加算 (全員)								0	0		0						
夜間看護体制加算(全員)								-	0		0						
⑫看護職員配置加算 I ・Ⅱ (全員)			0	0							0						
⑬地域移行加算(個人)				0				0	0	0		0					
地域生活移行個別支援									((
特別加算 I (全員)・Ⅱ (個人)				0				0	0		0		0				
⑭栄養マネジメント加算(全員)								0	0		0						
⑬経口移行加算(個人)								4	0								
⑯経口維持加算Ⅰ・Ⅱ (個人)								0	0								
療養食加算(個人)								-	0		0						
地域移行支援体制強化加算(全員)				0							0						
⑪医療連携体制加算 I ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(個人)			0	0	0	0	0										
短期滞在加算 (個人)			0								0						

	生活介護	機能訓練	生活訓練	宿泊型自立訓練	就労移行支援	雇う糸糸	就労継続		就労継続		就労継続		就労継続		就労継続		就労継続		就労継続		施設入所支援	療養介護	市へ体制届必要	市へ報告書必要	受給者証要確認
						A	В																		
日中支援加算(個人)				0																					
通勤者生活支援加算 (全員)				0							0														
帰宅時支援加算(個人)				0																					
長期帰宅時支援加算 (個人)				0																					
入院時支援特別加算【宿泊型自立訓練】(個人)				0								0													
長期入院時支援特別加算 (個人)				0								0													
夜間支援等体制加算(全員)				0							0														
就労支援関係研修終了加算 (全員)					0						0														
精神障害者退院支援施設加算(個人)			0		0						0		0												
⑱就労移行支援体制加算 (全員)	0	0	0			0	0				0														
※就労移行支援体制加算Ⅰ・Ⅱは就労A・Bのみ	0	U	0			0	O																		
⑨重度者支援体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (全員)						0	0				0														
②移行準備支援体制加算Ⅰ・Ⅱ (個人)					0						0	0*													
②施設外就労加算 (個人)						0	0					0													
就労支援関係研修終了加算(全員)					0						0														
日標工賃達成加算 I ・ II (全員)							0				0														
目標工賃達成指導員配置加算(全員)							0	0			0														
福祉・介護職員処遇改善加算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
②体験宿泊支援加算(個人)									0		0														
②社会生活支援特別加算(個人)		0	0		0	0	0						0												
②個別計画訓練支援加算(個人)			0								0														
⑤精神障害者地域移行特別加算(個人)				0							0														
③強度行動障害者地域移行特別加算 (個人)				0							0														
②通勤訓練加算 (個人)					0																				
②在宅時生活支援サービス加算 (個人)					0	0	0						0												
②賃金向上達成指導員達成指導員加算(全員)						0																			

[※]入院・外泊時加算、移行準備支援体制加算についてはⅡの算定時のみ報告書の提出が必要です。

(正)

(ウ) 加 算 (平成30年4月から)

項目					サー	ービフ	ス名		その他				
※1 (個人) ・・・個人に算定する加算 (全員) ・・・利用者全員に算定 する加算※2 ローマ数字の項目については、	生活介護	機能訓練	生活訓練	宿泊型自立訓練	就労移行支援	五五二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	就労継売	就労定着支援	施設入所支援	療養介護	市へ体制届必要	市へ報告書必要	受給者証要確認
別途後記。				練		A	В				安	安	16
人員配置体制加算(全員)	0									0	0		
福祉専門職員配置等加算(全員)	0	0	0	0	0	0	0			0	0		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(全員)	0	0	0	0	0	0	0		0		0		
常勤看護職員等配置加算 I · Ⅱ (全員)	0										0		i
①初期加算(個人)	0	0	0	0	0	0	0						
入所時特別支援加算 (個人)									0				
訪問支援特別加算 (個人)	0				0	0	0					0	
②欠席時対応加算(個人)	0	0	0		0	0	0						
③リハビリテーション加算Ⅰ・Ⅱ(個人)	0	0									0		
④利用者負担上限額管理加算(個人)	0	0	0		0	0	0						0
⑤食事提供体制加算(個人)	0	0	0	0	0	0	0				0		0
⑥延長支援加算(個人)	0										0		
⑦送迎加算 I ・II (個人)	0	0	0		0	0	0				0		
※重度送迎加算は生活介護のみ													
⑧体験利用支援加算(個人)	0	0	0		0	0	0			0			i
【地域移行支援決定者のみ対象】													
⑨重度障害者支援加算	0								0		0		0
※算定対象は<具体的な算定方法>を参照													
⑩入院・外泊時加算 I ・II (個人)									0			0%	
⑪入院時支援特別加算【施設入所支援】(個人)									0			0	
夜勤職員配置体制加算 (全員)									0		0		
夜間看護体制加算 (全員)									0		0		
⑫看護職員配置加算Ⅰ・Ⅱ (全員)			0	0							0		
⑬地域移行加算(個人)				0					0			0	
地域生活移行個別支援				0					0		0		0
特別加算 I (全員)・Ⅱ (個人)				U)		0		
⑭栄養マネジメント加算 (全員)									0		0		
⑤経口移行加算 (個人)									0				
⑯経口維持加算Ⅰ・Ⅱ (個人)									0				
療養食加算(個人)									0		0		
地域移行支援体制強化加算(全員)				0							0		
⑰医療連携体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(個人)			0	0	0	0	0						
短期滞在加算 (個人)			0								0		1

	生活介護	機能訓練	生活訓練	宿泊型自立訓練	就労移行支援	五元元系統	就労継続		就労継続		就労継続		就労継続		就労継続		就労継続		就労継続		就労継続		就労継続		就労継続		施設入所支援	療養介護	市へ体制届必要	市へ報告書必要	受給者証要確認
						A	В																								
日中支援加算(個人)				0																											
通勤者生活支援加算 (全員)				0							0																				
帰宅時支援加算(個人)				0																											
長期帰宅時支援加算(個人)				0																											
入院時支援特別加算【宿泊型自立訓練】(個人)				0								0																			
長期入院時支援特別加算 (個人)				0								0																			
夜間支援等体制加算 (全員)				0							0																				
就労支援関係研修終了加算 (全員)					0						0																				
精神障害者退院支援施設加算 (個人)			0		0						0		0																		
⑱就労移行支援体制加算(全員)	0	0	0			0	0				0																				
※就労移行支援体制加算 I ・Ⅱ は就労 A ・ B のみ	0	0	O			U	O																								
⑲重度者支援体制加算 I ・Ⅱ・Ⅲ (全員)						0	0				0																				
②移行準備支援体制加算Ⅰ・Ⅱ (個人)					0						0	0%																			
②施設外就労加算 (個人)						0	0					0																			
就労支援関係研修終了加算(全員)					0						0																				
目標工賃達成指導員配置加算 (全員)							0				0																				
福祉・介護職員処遇改善加算	0	0	0	0	0	0	0		0	0																					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0	0	0	0	0	0	0		0	0																					
②体験宿泊支援加算(個人)									0		0																				
②社会生活支援特別加算(個人)		0	0		0	0	0				0		0																		
②個別計画訓練支援加算(個人)			0								0																				
⑤精神障害者地域移行特別加算(個人)				0							0]																		
③強度行動障害者地域移行特別加算 (個人)				0							0																				
②通勤訓練加算 (個人)					0																										
②在宅時生活支援サービス加算(個人)					0	0	0						0																		
②賃金向上達成指導員達成指導員加算 (全員)						0																									

[※]入院・外泊時加算、移行準備支援体制加算についてはⅡの算定時のみ報告書の提出が必要です。